

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
原 中 勝 征

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

平成 22 年 7 月 16 日付け厚生労働省告示第 280 号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。

今回の改正は、薬事法の規定に基づき承認を得た新医薬品で、薬価基準への収載希望のあった 2 成分 2 品目を、薬価基準の別表に第 10 部追補(6)として収載したものであります。

また、同日付け保医発 0716 第 4 号厚生労働省保険局医療課長通知により、今回の新医薬品の薬価基準収載に伴う留意事項が、下記のとおり示されました。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 9 月号に掲載を予定しております。

記

○ レナデックス錠 4 mg

本製剤は、薬事法第 14 条の 4 第 1 項第 1 号の規定する新医薬品(再審査を受けなければならない医薬品)には該当しないものであることから、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」(平成 18 年厚生労働省告示第 107 号)第 10 第 2 号 (一) ハに規定する新医薬品に係る投薬期間上限 (14 日間) は適用されないものであること。

(添付資料)

1. 官報 (平 22. 7. 16 第 5356 号抜粋)
2. 使用薬剤の薬価 (薬価基準) の一部改正について  
(平 22. 7. 16 保医発 0716 第 4 号 厚生労働省保険局医療課長通知)

(参 考)

1. 薬価基準収載品目一覧表



編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

目次

[告示]

○使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件(厚生労働二八〇)

○厚生労働省告示第二百八十号  
診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次のように改正する。  
平成二十年七月十六日  
別表に第10部として次のように加える。  
厚生労働大臣 長妻 昭

品名	追補	薬格	単位	薬価
第10部内		(6)		
レナチンクス錠	4mg		4mg1錠	171.60
レナチンドカフセル	5mg		5mg1カフセル	8,861.00

(4)



保医発0716第4号  
平成22年7月16日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）については、平成22年厚生労働省告示第280号をもって改正されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への掲載希望があった医薬品（内用薬2品目）について、薬価基準の別表に掲載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に掲載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	8,815	4,085	2,786	36	15,722

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

レナデックス錠4mg

本製剤は、薬事法第14条の4第1項第1号の規定する新医薬品（再審査を受けなければならない医薬品）には該当しないものであることから、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号）第10第2号（一）ハに規定する新医薬品に係る投薬期間上限（14日間）は適用されないものであること。

( 参 考 )

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1	内用薬 レナデックス錠4mg	デキサメタゾン	4mg1錠	171.60
2	内用薬 レブラミドカプセル5mg	レナリドミド水和物	5mg1カプセル	8,861.00

# (参 考)

## 薬価基準収載品目一覧表

### 【報告品目】(内用薬)

薬効分類	銘柄名(会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
内245	レナデックス錠4mg (セルジーン)	4mg 1錠	デキサメタゾン	通常、成人にはデキサメタゾンとして40mgを1日1回、4日間経口投与する。なお、投与量及び投与日数は、患者の状態及び併用する他の抗悪性腫瘍剤により適宜減ずる。
	(効能・効果) 多発性骨髄腫			
	(品目の概要) 既存のデキサメタゾン錠として0.5mg製剤が存在するが、当該製剤が有していない多発性骨髄腫の効能・効果及び新用法・用量医薬品として高含量の4mg製剤を新たに開発したもの。			

※本製剤は、薬事法第14条の4第1項第1号の規定する新医薬品(再審査を受けなければならない医薬品)には該当しないものであることから、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」(平成18年厚生労働省告示第107号)第10第2号(一)ハに規定する新医薬品に係る投薬期間上限(14日間を限度とする)は適用されないものであること。

### 【新医薬品】(内用薬)

薬効分類	銘柄名(会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
内429	レナリドミドカプセル5mg (セルジーン)	5mg 1カプセル	レナリドミド水和物	デキサメタゾンとの併用において、通常、成人にはレナリドミドとして1日1回25mgを21日間連日経口投与した後、7日間休薬する。これを1サイクルとして投与を繰り返す。なお、患者の状態により適宜減量する。
	(効能・効果) 再発又は難治性の多発性骨髄腫			

※本製剤は、薬事法第14条の4第1項第1号の規定する新医薬品(再審査を受けなければならない医薬品)に該当することから、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」(平成18年厚生労働省告示第107号)第10第2号(一)ハに規定する新医薬品に係る投薬期間上限(14日間を限度とする)が適用される。